

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会
「作業チーム」設置要綱(案)

1. 目的

「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」（以下、「検討会」という。）における議論を踏まえた具体的な検討事項について、実務的な検討や作業を行うため、検討会の下に「作業チーム」を設置する。

2. 構成等

- (1) 作業チームの構成員は、保育所等における保育の質の確保・向上に関して知見を有する学識経験者等から構成する。
- (2) 作業チームには座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。
- (3) 作業チームには座長代理を置くことができる。座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (4) 作業チームは、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。
- (5) その他、作業チームの運営に関し、必要な事項については、座長が定める。

3. 運営

作業チームの庶務は、子ども家庭局保育課が行う。